

各 位 会 社 名 タ マ ホ ー ム 株 式 会 社
住 所 東 京 都 港 区 高 輪 三 丁 目 2 2 番 9 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 玉 木 康 裕
(コード番号：1419)
問 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 経 理 財 務 本 部 長 牛 島 毅
TEL. 03-6408-1200

四半期報告書の訂正報告書の提出及び四半期決算短信（訂正版）の公表に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 15 日付「連結子会社における不適切な取引等の判明とそれに伴う第三者委員会設置に関するお知らせ」で公表いたしました連結子会社ジャパンウッド株式会社（以下、「ジャパンウッド」といいます。）における不適切な取引等の判明に関連して、本日、平成 26 年 5 月期の第 1 四半期報告書の訂正報告書を関東財務局に提出するとともに、平成 26 年 5 月期第 1 四半期決算短信の一部を訂正し公表いたしましたので、お知らせいたします。

1 ジャパンウッドにおける不適切な取引等の判明の経緯

ジャパンウッドにおける不適切な取引等の判明の経緯は以下のとおりです。

ジャパンウッドは、住宅リフォーム、太陽光システムの販売、施工を主たる業とする会社ですが、平成 25 年 10 月頃より、太陽光システムの工事未了等につき、ジャパンウッドのコールセンターへの問合せが増加しました。問合せの増加やジャパンウッド大阪事務所社員への聞き取り調査等から、太陽光システムに関する工事の遅延が発生していることが疑われました。また、ジャパンウッドが太陽光システム工事を下請けに出していたアローズコーポレーション株式会社（以下、「アローズ」といいます。）の取引先会社の社員がジャパンウッドに出向し社員として営業活動を行っている事実が判明いたしました。

2 調査

かかる事実を受けて、太陽光システム取引への関与のないジャパンウッドの本社社員をジャパンウッド大阪事務所に派遣し、調査を行いました。その結果、ジャパンウッドがアローズに下請けに出した工事が、平成 25 年 8～9 月頃より遅延していること等が判明し、また工事の遅延が生じているにもかかわらず売上計上されている取引が存在することが確認されました。そこで、第三者委員会を設置するとともに、社内調査を行うことを決定いたしました。

ジャパンウッド大阪事務所においては、リフォーム業務、コールセンター業務及び太陽光システム販売業務が行われておりますが、リフォーム業務においては社内承認システムに則って取引が行われている一方で、太陽光システム販売業務においてはかかる承認システムが構築されていなかったこと、増加したコールセンターへの問合せは太陽光システム取引に関するものに限定されていたこと、アローズに下請けに出している工事は太陽光システムに関する工事のみであり、ジャパンウッドの太陽光システム以外の事業に関してはアローズが関与していないこと、ジャパンウッドの太陽光システム販売業務は同社の前代表取締役が大阪事務所を中心に直轄事業として行っていたこと、その他太陽光システム以外の事業については異変が生じていることを疑わせる事象が確認されていないことなどを考慮し、太陽光システム取引に関して徹底した社内調査を行うとの方針を策定いたしました。

調査方法は、顧問法律事務所の指導の下、ジャパンウッドの前代表取締役が所持していた工事遅延リストに記載されていた顧客及び太陽光発電システム取引に関する相談窓口へのクレームがあった顧客に対して、架電による状況の聞き取り調査及び現地での状況確認を行い、それ以外の顧客についても架電による状況の聞き取り調査を行いました。当該調査は、ジャパンウッドのコールセンター

社員、リフォーム営業社員及び本社の社員により、平成 26 年 5 月期において売上計上をおこなった 700 件の取引が適正かにつき行われました。

コールセンターへの問合せが同年 6 月以降に売上計上された 700 件に含まれる取引に限られており、また、同年 6 月以降、太陽光システム取引において設置される太陽光パネルの種類が一部変更されている等の事実が確認されたことから、平成 26 年 5 月期において売上計上が行われた取引について未完工取引の売上計上が生じていることが強く推認される状況ではありましたが、加えて、前期決算にも影響が及ばないかを判断するため、平成 25 年 5 月期の第 2 四半期、第 3 四半期、前期末の各期末 1 週間前に売上計上した取引 119 件を調査範囲とし、当社の社員が全件につき現地調査を行い外部からの写真撮影による確認を行いました。更に、売上が維持できると判断した取引については、契約書・工事引渡完工書・入金証憑についての突合を行う等の調査を行いました。

その結果、前期への影響について判断するため調査された 119 件の取引には、問題のある取引は 1 件も確認されませんでした。平成 26 年 5 月期において売上計上された 700 件のうち、265 件(売上高 581 百万円、営業利益 41 百万円)については、今回の調査時点で未完工であることが確認されました。

そのうち第 1 四半期に売上計上したものが、80 件(売上高 196 百万円、営業利益 14 百万円)あり、これについては、第 1 四半期の売上高・売上原価の取消しを行うことが妥当と判断され、本書面の公表に至ることとなりました。第 1 四半期の訂正金額等の詳細につきましては、本書面の末尾の表をご参照下さい。

以上のとおり、当社は、社内調査の結果を有限責任監査法人トーマツに提出いたしました。本訂正は、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けており、改めてレビュー報告書を添付しております。

本件に関し調査を行うため設置された第三者委員会は、事実の調査認定を基礎に本件の発生原因及び問題点の確認と再発防止策及び本件に対する法的対応に関する提言を行うべく、現在も作業を継続しておりますが、当社は必要かつ十分な調査を行っていることから、第三者委員会の調査報告が本訂正に影響を与えるものではないと認識しております。なお、同委員会からは、平成 26 年 1 月 9 日付けで「現時点において、当委員会の調査報告書中で連結子会社における不適切な取引等による貴社の決算への影響について確定的な言及をすることは想定していない。」とのコメントをいただいております。

株主、市場関係者、お取引先、関係者の皆様にはご迷惑・ご心配をおかけしたことを改めてお詫び申し上げますとともに、第三者委員会の報告書が公表された後は、報告書記載の提言等を真摯に受け止め、再発防止を徹底致します。

3 訂正による影響額の概要

本訂正における四半期連結財務諸表への影響額の概要は以下のとおりとなります。

(単位：百万円)

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
第 16 期 (平成 26 年 5 月期) 第 1 四半期	売上高	29,406	29,210	△196
	営業利益	△1,816	△1,830	△14
	経常利益	△1,834	△1,849	△14
	四半期純利益	△1,263	△1,277	△14
	純資産	12,269	12,255	△14
	総資産	76,246	76,246	—

以上